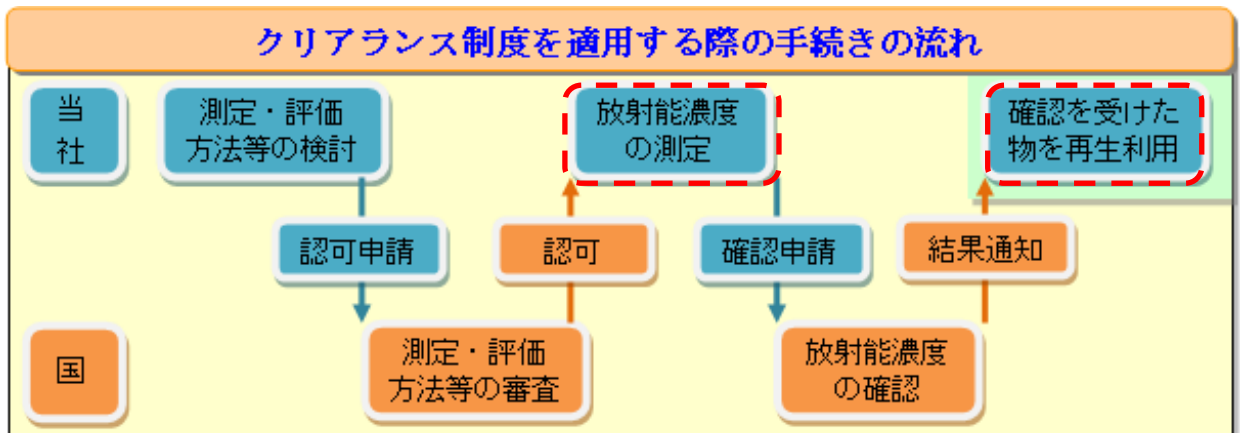


発電所からのお知らせ

2020年7月28日

- 1, 2号機: 廃止措置中(第2段階)(2016年2月3日～)
 - ・「[浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置状況\(2019年度第4四半期\)](#)」をご覧ください。
 - ・当社は、浜岡1, 2号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度(注)適用にあたり、放射能濃度を測定する装置の設置およびクリアランス対象品を保管するエリアを追加する目的で、新たにクリアランス測定建屋および構外搬出待ち保管エリアの建設に着手しました。建設作業にあたっては、安全確保を最優先に着実に進めてまいります。また、今後も解体撤去物に係るクリアランス制度の適用に向け、必要な手続きを進めてまいります。
- 3号機: 定期検査中(2010年11月29日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
- 4号機: 定期検査中(2012年1月25日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
- 5号機: 定期検査中(2012年3月22日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

注 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。



放射能濃度の測定 放射能濃度の確認 今回設備を追加する範囲

以上